

野外でのごみの焼却(野焼き)は 法律で禁止されています！

「ドラム缶」「ブロック積」「穴を掘っての焼却」は、野焼きと同じです、付近の住民の方に迷惑をかけますのでやめましょう！

- ※ 家庭ごみを含め廃棄物の野外焼却（野焼き）は、煙・悪臭による近所迷惑、ダイオキシン類や有害物質の発生、そして、火災の原因にもなるため「廃棄物処理法」では例外を除き禁止されています。（法第16条の2）
- ※ これに違反すると「5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金又はこれらの併科」に処せられます。（法第25条第1項第15号）
- ※ 法律では下記の「軽微な焼却」は例外としていますが、**周辺住民からの苦情などが起こる場合には、直ちに中止していただきます。**

（軽微な焼却：例外規定）

- ① 風俗習慣上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
例：正月のしめ縄・門松を焚く行事、塔婆の供養焼却等
- ② 農業・林業又は漁業を営むためにやむを得ず行なう廃棄物の焼却
例：稲藁の焼却、あぜ草及び下枝の焼却、魚網にかかったごみの焼却
- ③ 焚き火その他日常生活の焼却であっても軽微なもの
例：落ち葉焚き、焚き火、キャンプファイヤー等
- ④ 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な焼却
例：河川敷・道路側の草焼き等
- ⑤ 震災・風水害・火災・凍霜害その他の災害の予防・応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
例：災害等応急対策・火災予防訓練等

※ 消防署への「火災と紛らわしい煙又は火災を発生おそれのある行為の届出」は、火災予防上、焼却行為を事前に確認するために届け出をするもので、「廃棄物処理法」の焼却行為の許可を得たことにはなりません。

ごみの処理は、野焼きはせずに市の指定する「ごみの分け方・出し方」にならって処理しましょう。

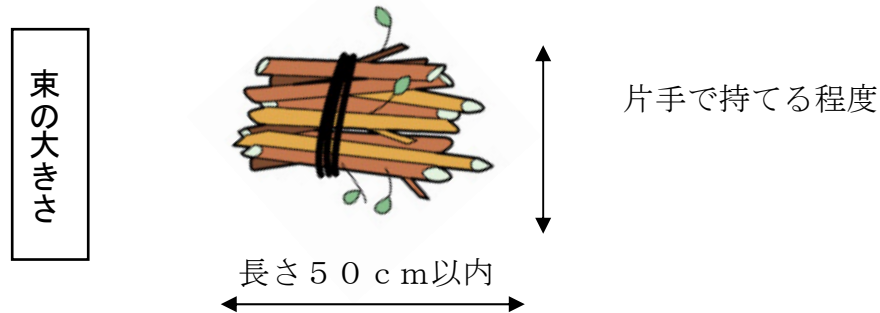
ごみの処分方法

「近所でごみを燃やしていて、煙や臭いが出て大変迷惑している」といった苦情が多く寄せられています。野焼きは、火災の原因となるだけではなく、健康被害をもたらしたり、布団や洗濯物に臭いがついたりするなど、周辺住民に対し大変迷惑をかけることになります。

ごみは焼却せずに分別し適正に処分し、地域の協働の力でより良い生活環境を作りましょう。

ごみステーションに出す方法

○せん定した枝葉：1本の枝の太さが直径2cm程度の枝で、指定する大きさに束ねたもの。ただし、1回につき2束から3束まで。



○落ち葉や草は：透明又は半透明の袋に入れて出してください、1回につき3袋まで。

ごみステーションに出せないものの処理方法

○せん定した枝葉(束の大きさが前記規格外の場合)

- ・枝が太い場合や一度に4束以上はごみステーションに出せません。
- ・直接持ち込みを希望する場合は、必ず事前にクリーンセンターにお問い合わせください。
- ・市の指定する枝葉の大きさであれば、1日2tまでは直接クリーンセンターで受け入れできます。
- ・なお、市の指定する大きさにできない場合は、ご自身で専門業者に直接処分を依頼していただくことになります。

○事業活動に伴うごみ(事業系一般廃棄物)は、有料(150円/10kg)になります。直接クリーンセンターに搬入するか、許可業者に依頼してください。

○農業用のビニール等は、市では収集・処理ができません。農協に相談してください。

その他

○大量に刈り取った草や落ち葉、米の籾殻や収穫後の野菜等の茎などは、庭先や田畑で焼却せず、生ごみ堆肥化容器の利用や田畑に鋤き込む農地還元などで、ごみの減量化と再利用に努めましょう。

—お問い合わせ先—
ごみについて 資源循環推進課 資源循環推進係 ☎ 21-5138
野焼きについて 環境生活課 環境対策係 ☎ 21-5152